

静岡県立静岡がんセンター医療連携カルテ閲覧システム利用規程

「静岡県立静岡がんセンター（以下「がんセンター」という。）医療連携実施要綱」に基づき、電子カルテの閲覧を行う者に対し、以下のとおり利用規程を定める。なお、本規定で示す電子カルテの閲覧を行う者とは、がんセンターに登録を行った医師、歯科医師、看護師、薬剤師（以下、「登録者」という。）とする。

第１ ID、パスワード等の管理

- 1 登録者は、がんセンターが交付する ID、パスワード及び電子証明書の管理責任を負うものとし、第三者に利用させたり、貸与、譲渡してはならない。
- 2 登録者は、ID、パスワード及び電子証明書が盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合は、直ちにがんセンターに連絡し、がんセンターから指示がある場合は、これに従うものとする。

第２ 禁止事項

- 1 自己以外の者に閲覧させること。
- 2 電子カルテ情報を媒体等へ保存または出力すること。
- 3 画面のハードコピーを行うこと。
- 4 電子証明書及びパスワードを不正に利用すること。
- 5 その他、患者の個人情報が自己以外の者に漏洩するおそれのある行為。
- 6 システム故障の要因となる行為。
- 7 その他法令に違反する、または違反するおそれのある行為

第３ インターネット経由による閲覧に使用する端末機の管理

- 1 本システムに接続する端末は、「電子カルテシステム閲覧のための登録申出書」に記載した利用端末に限るものとする。
- 2 登録者は、インターネットに接続する環境及びコンピュータウイルス等の侵入を防止するためのウイルス対策ソフトウェアを自ら整備するものとする。
- 3 利用端末の OS 及びウイルス対策ソフトウェアについては、登録者の責任において常時最新の状態に保ち監視等の措置を講じておくものとする。
- 4 登録者は、使用端末において情報漏洩の危険性があるファイル共有ソフトウェアのインストール等、ネットワークシステムの安全な稼働を脅かす可能性がある行為をしてはならない。
- 5 閲覧を修了した場合や端末機から離席する場合は、がんセンターへの接続を必ず切断するものとする。

第4 違反行為に対する責任

- 1 登録者が本規定に違反したことが直接の原因で、対象患者又は第三者に損害を与えられた場合は、その法的責任は登録者自身が負うものとする。
- 2 本システム上の情報は患者の診療のためにのみ利用し、他の目的で利用し又は第三者に提供を行ってはならない。登録者が自ら入手した診療情報の利用、流出にかかわる一切の責任は登録者が負うものとする。

第5 個人情報保護の遵守

本システムで扱う情報は患者の個人情報であり、登録者は、その扱いについては個人情報保護に関する法律及びその関係法令、各種ガイドラインを遵守し、個人情報の保護に万全を期するものとする。

第6 登録内容の変更及び取消

- 1 登録者は、届け出た内容に変更がある場合又は登録の取消を希望する場合には、速やかに所定様式により、がんセンターに届け出るものとする。
- 2 所属する登録者が退職等をした場合には、施設の管理者は遅滞なく取消の申出を行うよう指示し、がんセンターへその旨を連絡すること。

第7 登録の抹消

がんセンターは、登録者が以下の項目に該当する行為を行った場合、事前に通知することなく、直ちに登録を抹消することができるものとする。

- (1) 登録申請書により虚偽の申出を行った場合。
- (2) 更新の手続きが無い場合。
- (3) 第2で禁止している事項に該当する行為及び第3に規定する管理事項に反する行為を行った場合。
- (4) その他本規定に違反した場合。

第8 システムの運営管理

がんセンターは、登録者による閲覧状況を監視することができるものとし、必要と判断した場合は、事前に通知することなくシステムを停止することができる。

第9 本規定の適用及び変更

- 1 本規定は、登録者が登録通知を受けとった日から適用される。
- 2 がんセンターが本規定を改正した場合は、速やかに登録者に通知する。
この場合、登録者は変更後の規程の適用を受けるものとする。

第 10 協議事項

がんセンターと登録者との間で紛争が生じた場合には、双方誠意をもって協議することとする。

附則 本規定は平成 23 年 10 月 31 日から施行する。

附則 本規定は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。